

参考資料



USUKI CITY

1 これまでの検討経緯

本計画の策定における検討経緯を以下に示します。新型コロナウイルス感染症の流行により、防災ワークショップ等を延期したことから、令和2～5年度の4箇年に渡って検討を行いました。

日時	協議等	内容
令和3年3月	国土交通省協議(第1回)	・立地適正化計画とは ・現況分析・課題・方針・将来都市構造
	都市計画審議会(第1回)	
5月	第1回策定委員会	・誘導区域の設定方針 等
8月	第2回策定委員会	
9月	第3回策定委員会	
12月	市民アンケート	・居住や都市機能に関する市民意向の把握
令和4年1月	第4回策定委員会	・将来都市構造(案) ・都市機能誘導区域・誘導施設(案) 等
3月	事業者ヒアリング (観光事業者・福祉事業者)	・都市機能や施設に関する事業者意向の把握
	防災WS(中央地区①)	・防災に関する市民意向の把握(南海添)
	都市計画審議会(第2回)	・将来都市構造(案) ・都市機能誘導区域・誘導施設(案)
4月	第5回策定委員会	・防災WSの結果 等
5月	国土交通省協議(第2回)	・将来都市構造(案) ・都市機能誘導区域・誘導施設(案)
7月	事業者ヒアリング(医療事業者)	・都市機能や施設に関する事業者意向の把握
8月	防災WS(中央地区②)	・防災に関する市民意向の把握(駅前、浜等)
	第6回策定委員会	・誘導施設・市街地居住促進区域(案) 等
10月～ 11月	事業者ヒアリング(不動産事業者)	・居住地に関する事業者の意向
	防災WS(中央地区③)	・防災に関する市民意向の把握(祇園、港町、八町等)
12月	第7回策定委員会	・市街地居住促進区域(案)、防災指針(案) 等
令和5年2月	第8回策定委員会	・市街地居住促進区域(案)
7月	防災WS(下北地区、市浜地区)	・防災に関する市民意向の把握
8月	防災WS(南部地区)	
11月	第9回策定委員会	・立地適正化計画(案)
12月	国土交通省協議(第3回)	
令和6年2月	パブリックコメント、市民説明会	
3月	都市計画審議会(第3回)	・パブリックコメント、市民説明会の結果 ・立地適正化計画(案)

2 用語集

あ 行

○空き家・空き店舗バンク

空き家や空き店舗物件の売却や賃貸を希望する所有者から情報提供を受け、市が専用ウェブサイトに登録し、市内への移住を希望する方へ情報を提供するもの。

○アセットマネジメント

公共施設を、市民のアセット（資産・財産）ととらえ、そのマネジメント（経営・やりくり）を長期的・計画的に行う取組。

○液状化

地震などの振動によって地盤が液体のようになる現象。

○オープンスペース

公園・河川・緑地など、建造物の建っていない公共空間。

か 行

○家屋倒壊等氾濫想定区域

堤防が決壊した場合等に、家屋の倒壊・流失をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される区域。

○狭あい道路

道路の幅員が 4.0m 未満の狭い道路。

○業務継続計画(BCP)

自然災害などの緊急事態が発生した場合に、優先的に実施すべき通常業務を特定し、事業の継続や早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続に必要な方針・体制・手順を示した計画。

○緊急輸送道路

災害直後から緊急輸送などを円滑に行うため、高速道路・一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定している防災拠点を相互に連絡する幹線的な道路。

○グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電気自動車を利用した小さな公共交通サービスで、その車両も含めた総称。

○グリーンツーリズム

農山漁村地域に滞在し、農漁業の体験を通して、自然や文化、地域の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

○景観計画・景観条例

景観行政団体（主に自治体）が定める、良好な景観の保全・形成を図る計画及び条例。

○減災

災害の被害が起こることを前提とし、起こり得る被害を最低限に留めようとする防災の取組。

○公園誘致圏

公園を新規に整備する際の配置基準。公園種別ごとに誘致距離の目安が異なる。

○公共下水道

地方自治体が管理する、主として市街地における下水を排除・処理するための下水道。終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するもので、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である。

○公共交通カバー圏

公共交通を利用するために、駅やバス停まで歩いていくことができる地域。本市では、鉄道駅から 500m、バス停から 300m としている。

○公共施設

道路・公園・下水道などのインフラ・都市基盤、また学校・図書館などの施設で、国や地方公共団体が運営・管理し、一般住民の利用を目的として整備されるもの。

○コミュニティ

町内会や老人会、子ども会などの住民同士などのつながりや集まり。

○コミュニティバス

公共交通が不便な地域の解消、地域住民の移動手段の確保などのために、地方自治体などが運行するバス。

○コモンズ (Commons)

共同で所有し管理する土地。コミュニティに属する共通の場所をさすこともある。

○コンパクト・プラス・ネットワーク

都市の中心部や地域の拠点に都市機能を集約し、公共交通で各拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試みとして推進される。

さ 行

○サテライトオフィス

本拠地から離れた場所に設置する小規模な事務所。サテライト (satellite) は「衛星」を意味する英語であるが、サテライトオフィスは和製英語である。

○市街地居住促進区域 (居住誘導区域)

人口減少の中でも、一定範囲において人口密度を維持するため、居住を緩やかに誘導すべき区域として立地適正化計画で定める区域。都市再生特別措置法で定める居住誘導区域についての本市での名称。

○持続可能なまちづくり

自然環境や都市基盤が適切に保全・活用され、将来の世代が要求を満たしつつ、現在の世代の要求を満たすような開発等を行う社会。

○修景整備

都市景観や自然景観を損なわないように、インフラ基盤や建築物等を改良・整備すること。

○住宅セーフティネット

住宅を確保するのが困難な者に対して、その居住を支援する仕組み。

○将来都市構造

現在の都市構造に、目指すべき将来像の要素などを加味したもの。

○浸水想定区域

津波または河川の氾濫等による浸水が想定される区域。

○ストック

これまでに整備された道路、公園、下水道や公共施設、建築物など。

た 行

○地区計画

都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境のまちづくりを誘導するための計画。市町村が、住民の意見を反映しながら策定する。

○超小型モビリティ

地域の手軽な移動手段となりえる1~2人乗り程度の車両。

○D I D

人口集中地区 (Densely Inhabited District) の略称。原則として、人口密度が40人/ha以上で、かつ5,000人以上の地域。

○低未利用地

用途地域などにおいて、適正な利用が図られるべき土地であるものの、長期間有効に利用されていない土地。

○デマンドタクシー

事前に予約を行うことにより、利用者の希望の時間帯や乗車場所などに応じて利用できる交通サービス。公共交通が不便な地域などで検討される。

○都市機能

行政、商業、医療、福祉などの都市に必要な様々な機能。

○都市基盤

都市活動を支える基幹的な施設。一般的に道路や鉄道、河川、上下水道などのインフラストラクチャーのことを指す。

○都市機能誘導区域

都市の再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設など自治体が定める誘導施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定める区域。

○都市計画運用指針

自治体が都市計画制度を適切に活用できるよう、都市計画の原則や参考となる考え方、基準等を国が示したもの。本計画でも、誘導区域の設定等において参考としている。

○都市計画道路

都市計画法に基づいて計画された道路。都市計画道路の区域内は建築物に一定の制約がかかり、建築物を建築する際には許可を要する。

○都市計画法

都市が健全に発展し、農林漁業との健全な調和を図りつつ、秩序ある整備を図ることを目的として制定された法律。都市計画の内容や建築の制限、都市計画事業の認可・施行などについて定められている。

○都市公園

都市公園法に基づき設置された公園または緑地。目的によって様々な種別の公園・緑地がある。

○都市構造

都市の拠点や、道路などのネットワークによる都市の骨格。

○都市再生特別措置法

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、平成 14 年に定められた法律。民間による都市開発や市街地の整備に関する事業への金融支援等を規定している。

○都市のスポンジ化

市街地の内部において、空き家・空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の量で発生すること及びその状態。

○土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を整備すべき区域。区域内に要配慮者が利用する施設がある場合は、避難確保計画の作成が義務づけられる。

○土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、特に著しい危害が生ずる恐れがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定された区域。

○土地区画整理事業

市街地を面的に整備するために、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。

は 行

○ハザードマップ

地震・台風などによる被害の予測について、その種類・場所・危険度のほか、避難場所などが記載された地図。

○バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活する上で支障となる物理的・心理的な障害を取り除こうとする考え方。

○PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの頭文字をとったもので、業務や計画を継続的に改善していく手法。

○避難路

災害発生時、避難場所に速やかに避難できるよう配置された道路、緑地または緑道。

○避難困難者、要配慮者

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが難しく、迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする方。

○ピロティ化

建物の1階部分を柱のみの空間とし、2階以上を居住スペースなどの部屋とするもの。

○ファーマーズスクール制度

農業経験が無い人が就農に必要な技術や知識を身につけるための実習、座学及び学んだことを自らが管理する圃場（農地）で実践する模擬営農。

○フラット 35 地域連携型

子育て支援等に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体の住宅取得に対する財政的支援と併せて、フラット 35 の借入金利を一定期間引き下げる制度。

○保安林

森林の公益的機能の発揮を目的とし、農林水産大臣の指定により、伐採・開発などが規制される森林。

○防災拠点

災害時に、救援・救護などの活動の拠点となる施設。

ま行

○MaaS

利用者の移動ニーズに対応し、バス、鉄道などの公共交通や移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済などを一括で行うサービス。

や行

○誘導施設

医療、福祉、商業施設など、居住者の共同の福祉や利便性のために必要な施設であり、都市機能誘導区域への誘導を促進すべき施設として、立地適正化計画で定める施設。

○用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つ。建築できる建築物などを、用途別に13種類に分類している。

○用途白地地域

都市計画区域のうち、用途地域の指定がされていない地域。

○UIJ ターン

Uターン、Iターン、Jターンの総称で、一般的には、大都市圏等から地方に移住する際に多く用いられる。

ら行

○ライフライン

日常生活に必要不可欠な水道や電気、ガス、交通、通信などの設備設。

○ランドバンク事業

空き家や空き地等において、前面道路や隣接地を巻き込んで区画再編を行い、良好な居住環境に整備することを目的とした事業。

○利用圏

医療、福祉、商業などの都市機能を利用するために、それらの施設まで歩いていくことができる地域。本市では徒歩圏を500mとしている。

わ行

○ワーケーション

観光地やリゾート地などの普段の職場とは離れた場所で、テレワーク等を活用し、休暇を楽しみながら仕事を行うこと。

○ワークショップ

地域の問題などに対応するため、さまざまな立場の参加者が自由に意見を出し合い、解決策や方向性などを見つけていく方法。

臼杵市立地適性化計画



令和6年(2024年)5月